

第4次男女平等推進計画 平成28年度進捗状況調査

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
<p>目標1 男女がともに協力しあい、仕事も暮らしも楽しめるまち かつしか ～誰もが仕事と家庭を大切にしたい質の高い暮らしを営むことができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。～</p>						
<p>課題1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</p>						
<p>施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発</p>				<p>取組 ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・啓発</p>		
1	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、各種印刷物の発行やイベントにおける啓発活動を行う。	人権推進課	葛飾区産業フェア出展 パネルとクイズでイメージしてみませんか！「あなたにとってのワーク・ライフ・バランス」を。 平成28年10月21日（金）～10月23日（日）3日間 対象：産業フェア来場者 参加者数：1,596名	パネルを見ながらクイズに答える形式の啓発。ワーク・ライフ・バランスの意味や介護離職者数の実態を示し、働き方の見直しを考えるきっかけとなった。一方、今年度は会場の関係で「農業・伝統産業展」への出展となった。ワーク・ライフ・バランスの啓発という目的から、従来どおり「工業・商業・観光展」への出展のほうが、より効果があがると思われる。	
2	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会	各年齢層に応じた女性のライフプラン作りや、少子高齢化社会の対応に向けた知識・情報を提供するための講座・講演会を行う。	人権推進課	パパと子どものわくわくセミナー「男性の生き方と働き方を見直すー男性学の視点からー」 平成28年7月31日（日）午前10時～正午 講師：田中俊之氏（武蔵大学社会学部助教） 対象：小学生のお子さんを持つ父親20名 参加者：19名	パワーポイントを用いて、男性学、ワーク・ライフ・バランスに関する講義を行い、その後4人一組でのグルーブトーク20分、各班1分程度の発表を行った。小学生を持つ父親という共通点があり、趣味や子育て、地域の事などで大変盛り上がった。男性学を知ることによって家事参加、ワーク・ライフ・バランスなど視野が広がったと感じたという感想もあった。	
3	葛飾区職員次世代育成支援計画 第二期（特定事業主行動計画）に基づく仕事と生活の調和の推進	男性の育児参画促進に向けた意識啓発や超過勤務縮減などに取り組む、職員の意識改革を図ることにより、ワーク・ライフ・バランスを推進する。	人事課	27年度末に「葛飾区職員 仕事・子育て活いき計画」（第三期 葛飾区職員次世代育成支援計画）を策定し、男性職員の育児休業等の取得率の向上や超過勤務時間数の10%縮減などを目標に掲げた。そのため、本計画の内容を庁内外に周知するとともに、「ワーク・ライフ・バランス研修」の実施をはじめ、超過勤務縮減への取組みやノー残業デーの徹底を図るよう全庁的に通知するなどの取組みを行った。	「ワーク・ライフ・バランス研修」には管理監督職を含む43名が参加し、外部講師によるワーク・ライフ・バランスに係る講義に加え、育児休業を取得した経験のある男性職員に体験談を話してもらうなど、男性職員の意識改革に積極的に取り組んだ。また、超過勤務の縮減においては、通知以降平均超過勤務時間数が減少するなど一定の成果を上げることができた。しかし、現時点では計画目標の達成には至っていないため、引き続きワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組みを行っていく必要がある。	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
施策の方向2 働き方の見直しに関する企業への働きかけ					取組 企業の職場環境の整備に向けた支援	
4	企業向け仕事と生活の調和応援事業	ワーク・ライフ・バランスを推進する区内企業を支援する。	人権推進課	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業 募集期間：H28/4/1～H28/12/16 実施件数：5件 ※「中小企業のための仕事と生活の調和応援事業助成金」は24年度で終了したため、後継事業として実施。	区内中小企業のうち、改正育児介護休業法に則った就業規則が未整備の企業を対象に、アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、啓発及び規則整備支援を行う事業。社員が生活と両立しながら長く働ける環境を整えることが目的。28年度は5社から申請があり、アドバイザー派遣した。募集期間内の申請は2件だったが、育児・介護休業法の改訂もあり、29年1月まで受付を延ばした結果、3件の申請受け付けた。	
5	企業向けセミナー	ワーク・ライフ・バランスの推進や育児休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催する。	人権推進課 産業経済課	知らないと損をする！会社を守る+発展させる就業規則のススメ 平成28年11月10日（木）午後1時30分～午後3時30分 講師：森田涼子氏（特定社会保険労務士） 対象：区内の中小企業の経営者、労務・人事部門担当者、一般の方 50名 参加者：13名	毎年参加者が少ないことが課題となっている企業向けセミナーであるが、今年度は「企業リスク」という視点での就業規則の整備の必要性を訴えるテーマにして、集客を狙った。その結果、昨年度7名から今年度13名へと集客が増えた。「ワーク・ライフ・バランス」というキーワードを全面に出したセミナータイトルでは経営者は敬遠しがちであり、テーマ設定には今後も熟考が必要である。	
6	事業所向け啓発誌の発行	ワーク・ライフ・バランスに関する取組や行政等による支援・相談体制の周知啓発のため、区内事業所向けに情報誌を発行する。	人権推進課	「Loop（事業所向け情報誌）」（平成29年1月発行） 発行部数 5,600部 ※区内施設で配布するほか、葛飾法人会に委託し、中小企業に配布。（法人会送付部数 3,610部）	全体のメインテーマは昨年度と同様の「ワーク・ライフ・バランス」とし、企業向けセミナーの要旨の他、女性活躍推進法の施行に伴い企業向けの助成金などの情報提供記事を掲載した。 また、「ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業」を利用した企業のインタビュー記事も掲載した。	
7	企画講座（企業向け）	ワーク・ライフ・バランスを含めた男女平等に関する学習・講座開催を希望する事業所に対し、講座企画を提案し、開催・運営を支援する。	人権推進課	実施なし（応募なし）	実施なし（応募なし）	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
施策の方向3 男性の子育てや介護への参画支援					取組 男性の家事・育児・介護への参画支援	
8	男性の家庭生活参加促進に関する普及・啓発	男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に関する事業や情報提供を行う。	人権推進課	パパと子どものわくわくセミナー「父と子のロボット工作」 平成28年7月31日(日)午後1時30分～午後3時30分 対象:小学生のお子さんとその父親20組(40名) 講師:長濱峻介(早稲田大学グローバルロボットアカデミア研究拠点菅野重樹研究室)他4名【助手】4名(早稲田大学学部生) 参加者:20組	親子で楽しみ、夏休みの宿題にも対応できる内容として、ロボット工作を実施した。ロボット工作がかなり高度で精密さを要する作業であったが、その結果、3時間という時間が父子の濃密な時間となり、今回の講座が父親の家庭参画促進につながったと感じた。	
9	男性の家庭生活参画・ネットワークづくり支援	男性の家庭生活参画を支援するため、各種講座や講演会を開催する。また、講座や父親向け事業への参加などをきっかけとした男性同士のネットワークづくりを支援する。	人権推進課	ママとパパの愛情アップ講座—お父さんのための「赤ちゃんとの遊び、ふれあい」(6月と11月に実施) 対象:0歳児のお子さんとその両親 10組 講師:二瓶保氏(東立石保育園園長)ほか保育士3名 H28/6/12 参加者:8組16名 H28/11/6 参加者:11組22名	「産後うつ予防と骨盤体操」との合同講座とした。「産後」講座の講師から「お母さんを支える」役割の大切さについての話を夫婦揃って聞いていただき、男性の家事育児参画を促すことができた。夫婦でお互いの肩、背中をマッサージし合い、とても穏やかな時間が流れた。両講座同時開催ならではの満足度につながったのではないかと思う。	
			子ども家庭支援課	ハローベビー教室 17回 延べ871名参加(うち父親109名) 平日パパママ学級 17回 延べ447名参加(うち父親206名) 休日パパママ学級 24回 延べ860名参加(うち父親429名)	父親の参加はハローベビー教室(94名→109名)平日パパママ学級で(190名→206名)に増加している。安全な教室運営のため定員枠を縮小したため、予約できなかった方が再び増加した。(H26は243組→H27は135組→H28は272組)特に希望者の多い休日パパママ学級の実施回数を増やす必要がある。	
10	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	ひとり親家庭等で日常生活において家事または育児等に支障を生じている場合に一定期間ホームヘルパーを派遣する。	福祉管理課	ホームヘルパー派遣時間数 1,227.5時間 ホームヘルパー派遣回数 579回	利用状況は、前年度より増加した。 派遣時間数 213.5時間増加 派遣回数 221回増加 本事業の支援が、ひとり親の就労につながっているケースも多く、事業効果は高い	

事業 番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
課題2 多様な働き方を支援する環境の整備						
施策の方向1 保育・介護環境の整備				取組 保育園・学童保育クラブの環境整備		
11	保育園の多様な保育サービスの充実	男女の仕事と子育ての両立支援のため、待機児童解消に向けた認可・認証保育所の設置等や、延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の実施により多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課 育成課	平成28年度も計画的に認可保育所等を新設し、入所児童数を増やしてきた。今後も待機児童0を目指し、引き続き認可保育所の設置等に取り組んでいく。	(1)認可保育所 新設7園 分園設置1園 (そらまめ保育園お花茶屋駅前 定員59名) (グローバルキッズ東新小岩園 定員57人) (ほっぺるランド東立石 定員90人) (ほっぺるランド西新小岩 定員90人) (にじいろ保育園西亀有 定員64人) (たけのこ第2保育園 定員20人) (こはるび保育園 定員60人) (キャンディパーク保育園2号分園 定員42人) (2)小規模保育事業 新設4園 (亀有サニーキッズ保育園 定員19人) (ひなた青戸保育園 定員19人) (エンジェルキッズ亀有園 定員19人) (ぶれあ保育園・新小岩 定員19人)	
			保育管理課	実施なし	今後、保育園舎建替えに伴い、保育需要の状況を踏まえつつ、効果的・効率的な保育サービスの提供方法を引き続き検討していく。	
12	学童保育クラブ事業の充実	保護者の就労等の理由により、適切な監護を受けられない学童保育クラブ在籍児童の健全育成を図るため、私立学童保育クラブに経費の一部を助成し実施する。	子育て支援課	入会者数(平成28年4月1日現在) (1)公立学童保育クラブ:1,168人 私立学童保育クラブ:3,290人 (2)私立学童保育クラブ事業費助成 28年度助成額:延べ60か所 1,280,512,430円 緊急一時学童保育の実施:3人	平成28年10月1日開所 1クラブ (にいじゅくみらい第2 定員第1第2合計90名) 平成29年4月1日開所 1クラブ (れいめい堀切第2 定員第1第2合計100名)	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
施策の方向1 保育・介護環境の整備					取組 介護環境の整備	
13	在宅介護支援事業	在宅での自立生活を維持するための支援及び介護支援のための各種事業を実施し、性別に関係なく介護者の負担を軽減する。	高齢者支援課	(1) 自立支援住宅改修費助成 296名 (2) 住宅設備改修費助成 164名 (3) おむつ支給・使用料助成 2,201名 (4) 出張理美容サービス 666名 (5) 配食サービス 1,398名	性別に関係なく、介護者の負担を軽減することができた。	
14	介護サービスの適切な提供の推進	要介護・要支援高齢者とその家族が住みなれた地域で、生活や仕事の介護の両立ができるよう、介護サービスの適切な提供を行う。	介護保険課	第6期介護保険事業計画(平成27年度から平成29年度まで)に基づき、介護保険サービスの内容の充実、提供体制の推進を図った。 区内の介護サービス事業者に対する人材確保、定着、支援策として「介護のしごと大発見」、介護職員初任者研修と実務者研修の受講費用の一部を助成する「介護人材キャリアアップ助成」を行った。	【成果】 ●「介護のしごと大発見」 区内35事業者による合同説明会を9月に開催した。 ●「介護人材キャリアアップ助成」 研修受講後に引き続き区内介護事業所で勤務している者から、制度利用の申請を受け付けた。 【課題】今後も、介護保険の対象者である65歳以上の高齢者人口が増加し、介護保険サービス量の増加が見込まれることから、介護サービス事業者と協働し、介護人材の確保に取り組む必要がある。	
15	高齢者施設の整備支援	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の整備を計画する事業者に対して、整備費の一部を助成し、整備を促進していく。	福祉管理課	第6期介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームを整備した1施設、1法人に対して整備費の一部を助成した。 認知症高齢者グループホームを整備した1施設、1事業者に対して、整備費及び施設開設準備経費の一部を助成した。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備した1施設、1事業者に対して、施設開設準備経費の一部を助成した。 地域密着型特別養護老人ホームを整備した1施設、1事業者に対して、整備費及び施設開設準備経費の一部を助成し、整備を促進した。	・特別養護老人ホーム スマイルホーム西井堀 定員144人(併設ショートステイ24人) (平成29年6月1日開設予定) ・認知症高齢者グループホーム エクセレント水元公園 定員18人 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 SOMPOケア在宅老人ホーム葛飾 ・地域密着型特別養護老人ホーム 第二奥戸くつろぎの郷 定員20人	
16	しあわせサービス事業	65歳以上の高齢者やひとり親家庭の児童等を対象に、区民の参加と協力を得て、有料で家事援助や簡単な介助サービスを提供する支え合いの事業を行う。	福祉管理課 (社会福祉協議会)	利用時間数 12,619.5時間 利用回数回 8179回 利用会員 317人 協力会員 226人	利用状況は、前年度より減少した。 利用時間 1,655時間減少 利用回数 1,299回減少 利用会員 63人減少 協力会員 2人減少	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
17	障害者の日中活動の支援	障害者の日中活動を支援するため、障害者通所施設において、生活介護サービスや福祉的就労の場を提供していく。	障害福祉課	<p>【区が整備支援を行った障害者通所施設】 (仮称)青戸8丁目施設【H30年4月開設予定】</p> <p>【上記以外で28年度中に開設された施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファーストプランニング（H28年4月1日開設） ・あさひ（H28年4月1日開設） ・天使のランドリー（H28年9月1日開設） 	<p>特別支援学校の卒業生で、通所施設希望者は、毎年、20～30人いるため、今後も引き続き、通所施設の整備を進めていく必要がある。</p> <p>【平成29年4月1日現在 障害者通所施設数等】 32施設 定員1,328人</p>	
施策の方向1 保育・介護環境の整備					取組 子育て支援サービスの充実	
18	のびのびひろば事業	児童館において、乳幼児と保護者が遊びや活動を通じ親子のふれあいや保護者の仲間づくりを行う。保護者からの相談に応じたり、事業を実施することで子育てに対する不安の軽減と援助を行う。	育成課	<p>実施児童館数 27館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 乳幼児と保護者 ・実施月日 通年 ・回数 平日の午前中、毎日 	<p>(成果)</p> <p>参加者数 延べ240,940人</p> <p>(課題)</p> <p>①児童館未利用者へのPR ②父親の参加促進</p>	
19	子育て・育児グループの育成支援	同月齢児や多胎児など、多様な母親の育児グループに健康情報を提供し、育児問題への理解と解決方法を学ぶとともに、子育て中の親同士の仲間づくりを推奨する。	子ども家庭支援課	<p>対象:乳児と保護者対象:乳児と保護者</p> <p>同月例:126グループ 延べグループ支援回数168回、参加者2,889組</p> <p>その他:3グループ 延べグループ支援回数36回、参加者158組</p>	<p>同月齢児のグループ支援で、地域の情報共有や仲間づくりができた。また、若年産婦、双子の会、健康上の問題を抱えるグループ支援でハイリスク者の孤立化を予防できた。</p> <p>課題…育児の孤立化を予防するため、グループ支援後に子育てひろばや児童館等を利用することを勧めている。</p> <p>27年度から1か所子育てひろばで育児グループ実施している。</p>	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
20	ファミリー・サポート・センター事業	サポート会員(子育てを支援する人)がファミリー会員(子育て支援を必要とする人)に対して、保育園の送迎や帰宅後の援助等、必要なサービスを提供する。	育成課	5,216回(8,171時間)	<p>(成果)</p> <p>社協広報誌やポスター掲示等PR効果もあり、年度末登録者数はファミリー会員1,492名、両方会員(ファミリー会員とサポート会員の両方に登録あり)は53名、計1,545名となり、昨年度を166名上回る大幅増となった。</p> <p>一方、活動件数は年間5,216回と昨年度より383回減となったが、活動時間数は年間8,171時間で、昨年度より708.5時間増となっている。これは、活動内容の約20%を占めている「保育園・幼稚園の迎え及び帰宅後の援助(預かり)」の1回あたりの時間数が増加したことが主たる要因と考えられる。</p> <p>昨年度と同様に「何かあった場合に備えての安心登録」が増えている状況ではあるが、定期的な継続利用もあり、本事業は子育て支援に大いに貢献している。</p> <p>(課題)</p> <p>援助を行うサポート会員数は290名で、昨年度とほぼ同数であるが、地域による偏在も大きく、サポート会員が少ない地区については、今後も引き続き、出張説明会の実施や町会の回覧板を使って事業周知を行う等して、需要のアンバランスをなくすことが課題となっている。</p> <p>また、対象拡大に伴うサポート会員向けの研修等を含め、引き続き会員の資質向上に努める。</p>	
21	ショートステイ・トワイライトステイ事業	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに児童の健全な育成及資質の向上を図るため、夜間保育や短期宿泊保育事業を行う。	子ども家庭支援課	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、夜間保育や短期宿泊保育事業を行う。	ショートステイの申請理由は、保護者の育児疲れ等のレスパイト、疾病・入院、仕事の順となっており、近くに子育てを頼める親族がいない家族をサポートする役割を果たしている。	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
22	子育て講座 (家庭教育講座)	子育て中の保護者を対象に、子育てに関する知識を学び、参加者同士の交流を通し、育児不安の軽減を図ることを目的として講座を開催するとともに、父親の育児参加も促す。	地域教育課	<p>1 新小岩コース全2回(二上小・新小岩北地区C)7月9、16日 延べ参加者58人(内訳:男性13人女性45人)</p> <p>2 金町コース全2回(原田小・金町地区C)9月10日・17日 延べ参加者59人(内訳:男性12人女性47人)</p> <p>3 青戸コース全2回(清和小・ウィメンズパル) 12月10日・17日 延べ参加者43人(内訳:男性7人女性36人)</p> <p>26年度から、対象を1・2歳児の児童をもつ保護者から就学前の児童をもつ保護者に変更している。講師に、元小学校長とスクールカウンセラーを招き、小学校入学後の子どもの様子、就学に向けての保護者の心構え、家庭でのコミュニケーションの取り方、子どもの誉め方等を講演してもらった。</p> <p>なお、全コースの小学校を利用した講座では、保護者の講演とは別に、子ども教室を実施した。内容は、元小学校教諭を講師に招き、就学前の児童を対象に廊下の歩き方、トイレの使い方、「早寝・早起き、朝ごはん」についてのお話、工作、絵本の読み聞かせといったプレ授業を行った。</p>	<p>1 成果 実施後のアンケートでは、「とても役にたった」「役にたった」との回答が100%という結果になった。就学前の児童をもつ保護者特有の悩みや疑問の解消に役立ったと考えられる。また、全ての講座が土曜日の開催であったため、父親や夫婦での参加も見られた。</p> <p>2 課題 チラシの配布範囲を広げたこと、全ての回で子ども教室を設けたこと、どの講座も土曜日に行ったことにより、28年度の参加者数は定員を超える申し込みがあり、10組以上落選者があったため定員増加の必要がある。</p> <p>また、さらに多くの父親にも講座に参加してもらえるよう、周知・内容を検討する。</p>	
23	家庭教育応援制度	乳幼児や小中学生の保護者団体、青少年育成団体、子どもの育成に関わる団体等が、家庭教育に関する学習会を行う際の講師を派遣する。	地域教育課	<p>前年度の課題である「新たな団体の利用を促す」という点に関して、私立保育園長会、私立幼稚園園長・設置者会、PTA理事会での説明を行い、制度の利用を呼びかけた。</p> <p>実施団体:37団体(区立・私立幼稚園及び保育園、区立小学校、PTA、子育てグループ) 参加者数:1,648人(うち大人は993人) ※男性は全体の5%で、幼稚園の保護者が多かった。</p> <p>学習会の主なテーマ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 親子のコミュニケーション 2 子育てで大切なこと 3 保護者のためのこころのケア講座 4 乳幼児における運動遊びの重要性 5 脳科学に基づいた子どもの発育・発達について 6 小学校に入るまでに身につけたい力 	<p>1 成果 (1)学習会後アンケートでは、「とても良かった」という回答が全体の92%を占めている。 (2)男性の参加率が大人全体の5%であった。</p> <p>2 課題 男性の参加率が前年度から3%減少した。これは学習会の開催日がほぼ平日であったことによるものであると言える。依然として全体の参加者のうち90%以上が女性であるため、男性の参加を促す方法を工夫する必要がある。</p> <p>また、本制度の利用団体に固定化の傾向が見られることから、新たな団体の利用申請を呼び込む工夫も必要である。</p>	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
施策の方向2 女性のための就労支援					取組 女性の就労に向けた支援	
24	資格取得支援	女性の社会進出やキャリア向上を目的に、国家資格・民間資格取得のための講座を開催する。	産業経済課	(1)「行政書士」講座 計24回 (2)「宅建」講座 計30回 (3)「マンション管理士・管理業務主任者」講座 計34回 (4)ヘルシー&ビューティーフードアドバイザー3級講座(女性限定)全2回 (5)介護事務(介護事務管理士技能認定試験対応)講座 15回 (6)医療事務(Wライセンス対応)講座 30回 (7)調剤事務(調剤事務管理士技能認定試験対応)講座 13回 (8)簿記3級講座 第1回～4回 計20回	年齢問わず人気がある国家資格系の講座、および商工会議所や実績のある民間機関の認定資格のなかで女性に人気のある、社会進出に役立つ実務系の講座を実施。 女性参加が多いと見込まれる講座では、休日の日中に実施するなど受講しやすいように配慮した。 需要に応じて魅力的な講座展開を目指す。	
25	再就職講座	出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報をさまざまな角度から提供し、再就職に役立つ講座や講演会を行う。	人権推進課	「クラウドソーシング～就活・起業のための実践準備」 平成28年11月18日(金)10時～正午 対象:再就職を考えている女性30名 講師:高橋聖佳さん(株式会社クラウドワークス社長室) 参加者9名	再就職を目指す女性たちに、クラウドワーカーという働き方の一つを紹介し、就業への多様な道筋を提示することができた。参加者は少なかったが満足度は高かった。 ハローワークの失業保険認定の対象講座かどうか気にしながら参加した方もあったため、東京仕事センターに確認し、認定するのはハローワークのためチラシと資料をお持ちいただき、申請してみてください、というアナウンスを冒頭に行った。今後は事前にハローワークに確認することとする。	
26	【新規】 女性のためのしごと相談	女性を対象とした再就職・起業、セクハラ・パワハラなど職場での悩みに対して、キャリアカウンセラーが相談に応じる。	人権推進課	「パートで働くときの知恵袋～労働法・社会保険・労働保険・税金～」 平成28年7月13日(水)午後1時30分～午後4時30分 対象:パートタイム労働者、パートタイマーとして就職を希望している方、テーマに関心のある方等 定員:75名 講師:大西 綾子さん(特定社会保険労務士) 参加者:113名	定員75名に対して140名の申込みがあった。配付した冊子は『パートタイム労働ガイドブック』、『パートタイムで働くみなさまへ』『どうなる?こんなトラブル!』『働く女性と労働法』の計4冊。講師も専業主婦、パートタイム労働を経て社会労務士となられた経緯があり、実体験に基づいた説明も多くわかりやすかったという感想があった。	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
施策の方向2 女性のための就労支援				取組 ひとり親家庭への支援		
27	母子家庭の母の就労支援事業	母子家庭の母の経済的自立に向け、就職に有利な資格取得の促進や専門職員が作成する個別プログラムを活用した就労支援を行う。	子育て支援課	<p>1 ひとり親家庭自立支援給付金事業</p> <p>①教育訓練給付金 申請件数5件 支給件数 5件</p> <p>②高等職業訓練促進給付金 新規申請件数 10件 継続件数 11件</p> <p>③修了支援給付金 8件</p> <p>④差額給付金 2件(新規申請から年度途中で差額給付金に切り替えた件数)</p> <p>2 就労支援事業</p> <p>・プログラム策定件数 59件(就職 40件 訓練校 3件 継続 5件 辞退等 11件)</p> <p>3相談窓口強化事業</p> <p>年3回休日開庁時に合わせて10月、11月、2月に休日就労相談実施</p>	<p>1 自立支援給付金事業においては、国基準に加え、区の独自加算を実施。月額金額の増額や支給割合を増やし、ひとり親家庭の母又は父の資格取得を支援した。</p> <p>2 就労専門相談員を設置し、就労支援コーナー(区役所4階常設)及びハローワーク墨田のナビゲータと積極的に連携し、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行った。休日就労相談も実施し、就労中の方への支援の充実を図った。</p> <p>3 給付金については、ひとり親家庭の父への支給実績がなかったため、引き続き、積極的なPRを行う。</p>	
10*	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業(再掲事業)		福祉管理課			
施策の方向3 個人の希望に応じた働き方への支援				取組 多様な働き方に関する情報提供・支援		
28	企業・区民向け情報誌等による啓発及び雇用促進事業	区内産業の活性化を図るため、雇用・労働に関する各種情報を提供する。情報提供にあたっては、男女間の雇用格差が生じないように留意する。	産業経済課	<p>(1)葛飾区産業情報誌の発行</p> <p>「パワフルかつしか」年4回発行(6月、9月、12月、3月)</p> <p>広報かつしかに折り込んで全世帯配布</p> <p>(2)産業情報ホームページの充実</p> <p>区内企業・商業情報・銭湯情報の検索、東京商工会議所葛飾支部等各関係先とのリンクにより、区内事業者に対する産業振興支援</p> <p>(3)労働・雇用情報の提供支援</p> <p>館内しごと発見プラザ、ハローワーク等のポスター・リーフレット等による労働・雇用情報の提供を支援</p>	<p>(1)計画通り、葛飾区産業情報誌を年4回発行。時節のイベント、講座、しごと発見プラザのご案内などを掲載し情報を発信した。</p> <p>(2)区内企業・商業情報に関しては、ホームページ登録企業・商店に調査をかけ、情報更新を実施。銭湯情報は、葛飾区浴場組合連合会独自のホームページをリンクした。</p>	
24*	資格取得支援(再掲事業)		産業経済課			

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
29	開業セミナー	性別に関わりなく開業を目指す区民を対象に、開業セミナー(初級コース及び実践コース)を開催する。女性または夫婦で安心して参加できるよう、託児所を設ける。	産業経済課	<p>創業セミナー 初級編 参加者数40名(内26名が女性)</p> <p>創業セミナー 中級編 参加者数19名(内18名が女性)</p> <p>「創業塾」 参加者数23名(内 8名が女性)</p> <p>創業よろず相談会 参加者数18名(内13名が女性)</p>	<p>・女性が参加しやすいセミナーを開催するため、創業セミナー初級編と中級編でそれぞれ1回ずつ女性限定セミナーを開催した。その結果、H28年度創業セミナー参加者の75%が女性となった。</p> <p>・育児中の方も参加しやすいように、休日・昼間の開催を増やした。</p> <p>・女性の参加しやすい雰囲気工夫し、女性起業家にとっての課題を参加者で議論する形式のセミナーを検討している。</p>	
30	障害者就労支援事業	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるように支援することにより、障害者の自立と社会参加を一層促進する。	障害福祉課	<p>平成28年度事業計画に基づき、</p> <p>①障害者が安心して就労の場に挑戦し安定して働き続けられるための支援を行った。</p> <p>②関係機関とネットワークを構築し、就労希望者の育成を支援し障害者雇用の促進に努めた。</p> <p>※「かつしか障害者雇用フェア(H28.9.15)」を開催(障害者雇用啓発の区民・企業向けの講演会とパネル展示、企業面接会)</p>	<p>①新規就労者30名、職場訪問や相談等により登録者745名のうち551名が就労を継続中。チャレンジ雇用事業により、計4名の障害者を雇用した。</p> <p>②区内関係機関等との「ネットワーク会議」を5回開催、「就労支援他担当者会」を22回開催し、区内関係機関等とのネットワーク強化に努めた。</p> <p>③「障害者雇用フェア」では、障害者雇用をしている会社の総務人事部長を講師として招き講演会を開催し、78名の方が参加した。そして、当日の企業面接会では、23名の方が企業と面接を受け、4名の方が就職に結びつくことができた。</p> <p>④今後は、区内や近隣区の企業の雇用促進をはかり、身近な場所で挑戦できる場を広げていくとともに、関係機関との連携を通じて就労希望者を開拓し、就労後の職場定着支援の在り方を再構築していく必要がある。</p>	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
------	-----------------	------	-----	----------	---------------	----

目標2 男女がともに人権を尊重しあい、自分らしく生きることができるまち かつしか
 ～男女が互いの人権を尊重し、生涯にわたって心もからだも健康に暮らすことができる、暴力のない社会の実現に向けて地域全体で取り組みます。～

課題1 あらゆる暴力の根絶						
施策の方向1 配偶者暴力の未然防止				取組 未然防止に向けた普及・啓発		
31	「女性に対する暴力をなくす運動」の推進	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、DV講演会の開催をはじめ、パープルリボン・啓発カード等の配布やパネル展示などの啓発活動を行う。	人権推進課	女性に対する暴力を考える展示 平成28年11月11日(金)～11月27日(日) ひとり1個限定のパープルリボンの配布数は約160個、ツリーに飾り付けて頂いたリボンは88個	東京ウィメンズプラザ作成のDV防止啓発パネルだけではなく、追加で漫画を用いた「暴力の原因はなんですか?」パネル5枚を作成し展示した。また、パープルリボン作成コーナーに合わせてパープルリボンツリーを設置し、ツリーにリボンを飾り付けて頂くキャンペーンを行い、大変好評であった。アンケートを設置したが、回収は9枚であった。回収を増やすためには工夫が必要である。	
32	若年層に向けた啓発	将来の男女関係や人権意識について、若年層を対象とした啓発強化のため、「デートDV(交際相手間の暴力)」のパンフレット等の配布や講座等を開催する。	人権推進課	「デートDVってなんだろう～happyな恋にするために」 平成28年10月21日(金)午前11時20分～午後0時30分 講師:西山さつき(NPO法人レジリエンス副代表) 対象:都立葛飾商業高等学校の全校生徒 参加者:生徒620名、教員50名	「DVについて改めて考えた」、「ロールプレイングが面白かった」など、多くの受講者から肯定的な評価を得られた。全校生徒を対象としたために、講座に集中できていない生徒もいたため、対象人数は検討したい。	
33	配偶者暴力防止に関する冊子・パンフレットの作成・配布	配偶者暴力に関するパンフレット等を作成し、さらなる啓発を図る。	人権推進課	DV予防啓発クリアファイル 1,000部 DV予防啓発メモ帳 1,000部	クリアファイル・メモ帳ともに、27年度以前に作成して好評だったものを増刷した。メモ帳は、表紙裏面にデートDVの説明とチェック表、相談窓口の案内を掲載している。クリアファイルは表面に「葛飾区女性に対する暴力をなくすためのシンボルマーク」、裏面に相談窓口の案内を掲載している。DV関連の講座や関係部署に配布を行った。	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
施策の方向2 配偶者暴力の早期発見の推進					取組 早期発見の推進に向けた連携	
34	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の再発防止、要保護児童の早期発見、早期援助のために、実務者会議を定期的に行い、関係機関の円滑な連携・協力体制をつくる。	子ども家庭支援課	<p>実務者会議に以下の部会を置き定期的に情報交換を行った。</p> <p>イ 進行管理部会・・・足立児童相談所と子ども家庭支援課職員により構成し、要保護児童の支援状況の確認を行う 12回実施</p> <p>ロ 地区連絡部会・・・足立児童相談所、子ども家庭支援課、各保健センター職員により構成し、特定妊婦、要支援児童、要保護児童の支援状況の確認、役割分担等を行う 8回実施</p> <p>ハ 学校連絡部会・・・足立児童相談所、教育委員会、子ども家庭支援課職員により構成し、要保護児童、要支援児童のうち学齢児童の支援状況の確認、役割分担等を行う 1回実施</p>	地区連絡部会において、特定妊婦、要保護児童、要支援児童、発達相談の対象児童についての情報を共有し、支援の必要な家庭を早期に発見し、関係機関が連携して援助した。	
35	医療・福祉関係者等への早期発見に向けた周知・啓発	保健、福祉に関する業務に従事するDVを発見しやすい立場の職員に対し、DVIに対する意識啓発と対応に係る実務的な情報提供を行う。	人権推進課	DV防止関係機関連絡会(事業番号48)で実務的な研修を行ったほか、連絡会などの機会をとらえて随時啓発物の配布や、情報提供を行った。	第2回の連絡会では、加害者更生プログラムに関する講座を開催した。限られた時間内では、SEDAの活動とプログラムの紹介程度に留まったため、より具体的な実例を知りたいという要望があった。連絡会の終了後は、出席者同士が、日頃から疑問に思っていたことなどを個別に質問し合い、交流を深めるなどの場面が見られた。	
施策の方向3 相談の充実					取組 相談窓口の周知	
36	配偶者暴力相談窓口周知の拡充	被害者が早期に相談して、さまざまな支援情報が得られるよう、区の相談窓口周知カードを発行し、配布・設置場所の拡充を図る。	人権推進課	事業番号33に記載と同じ	事業番号33に記載と同じ	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
施策の方向3 相談の充実					取組 相談事業の充実	
37	女性に対する暴力相談(DV相談)	暴力を受けた被害者に対して、専門カウンセラーが相談に応じる。必要に応じて同伴児童の保育など相談の充実を図る。	人権推進課	毎週月・木曜日 相談件数 516件(稼働率 45.7%)	相談件数の減少に伴い、稼働率も低下した。相談の性質上直前のキャンセルや、逆に飛び込みの相談の受入もあるため、現状で利用者にとって利用しやすい適正な水準を維持していると考えられる。	
38	婦人相談	日常生活を営む上で問題を有する女性や配偶者暴力被害女性について広く相談を受け、婦人相談所等関係機関と連携しながら、必要な保護を図り、自立に向けた支援を行う。	東西生活課	婦人相談 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時 東西生活課合計 相談実人員 1,524名 相談延べ件数 1,776件 (うちDV相談件数 260件)	【成果】 27年度と比較して、相談件数の増加が見られた。さらに、抱えている問題が複雑に絡み合い、より困難な状況に置かれている女性の相談が目立った。そのため、婦人相談員は、女性への支援のみならず、児童虐待や外国籍者等、女性を取り巻く環境に対する知識も備えておく必要があり、その点を強く再認識する結果となった。 【課題】 女性が直面するあらゆる問題に対し、婦人相談員としての専門的知識を駆使して適切に対応できるよう、婦人相談員相談・支援指針等を活用しながら、相談援助を展開していく必要がある。	
39	母子相談	配偶者等からの暴力により被害を受けた母子に対し、心身の健康状態・生活状況・経済面等を聴き取り、助言・支援する。	子育て支援課	ひとり親家庭相談係(DV) 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 相談件数 223件	相談者へは相談室を利用し、プライバシーへ配慮した面接相談を行った。また、相談員の積極的な研修参加により、知識や相談能力の向上を図り、法テラス東京とのホットラインを利用し、法的な助言を直接受け、被害者にアドバイスするなど積極的な支援を行った。 引き続き、被害者への配慮と職員の相談能力向上、外部機関との連携を図り、適切な助言、支援を行う。	
40	24時間電話相談(高齢者虐待防止ネットワーク事業)	介護ストレスや、介護の相談など、また虐待に関する相談を受けることにより、高齢者虐待の早期発見、養護者(介護者)のレスパイトケアに取り組む。	高齢者支援課	24時間電話相談事業の実施 日中相談件数(区職員対応)10件 夜間・休日件数(委託事業者対応)105件 計115件	本事業に関しては、高齢者総合相談センターが虐待の相談通報窓口となっており、平成27年4月から開始した「健康ホットラインかつしか」が充実していることから、29年度の事業精査の中で終了することとした。	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
41	外国人生活相談	外国人区民の日常生活全般や各種手続き、制度に関する相談を行う。配偶者等からの暴力被害に対しては、関係機関と連携を図り対応する。	文化国際課	外国人生活相談 毎週月曜日(祝日の場合は翌火曜日に実施) 12:30~17:00(受付は16:30まで) 英語・中国語対応 対象:区内在住外国人 件数:英語102件、中国語134件 計236件	葛飾区に転入された外国人にも幅広く周知するために、窓口での告知や広報紙等で周知するほか、職員に対しても継続して周知を行う。	
42	【新規】DV被害者グループカウンセリング	「ぱるかふえ」の活動からDV被害者が安心して語り合える自助グループの形成を目指し、グループカウンセリングや自己回復につながる活動を行う。	人権推進課	「傷ついたところのケア講座」全3回 平成28年6月9日・23日・7月7日(木)10:00~12:00 対象:女性 30名 講師:西山さつきさん(NPO法人レジリエンス副代表) 第1回:傷つきの仕組みを理解する。第2回:こころの気づきをセルフケアする。第3回:私は大切な存在と再認識する。延べ参加者:62名	定評のある講師で、受講者の満足度は高かったが、今後、男性のDV被害者支援の講座も開催してほしいという声があった。また、募集は、DV被害者の場合、受講決定ハガキを送られたくないという事情を考慮し、今後は電子申請か電話での先着順としたい。	
施策の方向3 相談の充実					取組 配偶者暴力相談支援センター機能の検討・整備	
43	【新規】配偶者暴力相談支援センター機能の検討・整備	平成19年のDV法一部改正による「配偶者暴力相談支援センター」設置の市町村努力義務を受け、配偶者暴力相談支援センター機能の検討・整備を行う。	人権推進課	平成26年4月1日より配偶者暴力相談支援センター機能を整備。 ・配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書発行件数:11件 ・保護命令関与件数:0件	男女平等推進センターのDV相談において相談員が支援にあたったほか、必要に応じて他部署への引き継ぎや、証明書の発行を行った。今後も関係部署との連携を深め、DV被害者支援にあたる。	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
施策の方向4 被害者支援の充実					取組 安全確保に向けた体制の整備	
38 *	婦人相談 (再掲事業)		東西生活課			
39 *	母子相談 (再掲事業)		子育て支援課			
44	被害者情報の適切な取り扱い	各課が保有するDV等の被害者に関する情報について、被害者保護の立場から管理を徹底するとともに、加害者からの問い合わせ等に対して、関係する全職員が統一した対応を行う。	関係各課 (人権推進課・戸籍住民課・高齢者支援課・国保年金課・介護保険課・東西生活課・子育て支援課・選挙管理委員会事務局)	加害者から追及される危険がある場合、各種行政サービスの手続きにおいて、被害者の個人情報に配慮した対応を実施した。また、加害者からの問い合わせ等に対して、関係する職員が統一した対応を行った。	各種研修において、被害者情報の取り扱いや加害者対応について周知徹底を図った。今後も引き続き、各種行政サービスの手続きにおいて、被害者の個人情報に配慮した対応を実施する。	
45	住民基本台帳事務における支援措置	DV等の被害者からの申請を受け、加害者から被害者の住民票及び戸籍の附票の写しの交付並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求があった場合、原則として拒否する。	戸籍住民課	DV等の被害者からの申出を受け、加害者から被害者の住民票及び戸籍の附票の写しの交付並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求があった場合、原則として拒否する。	平成28年度 DV等支援受付件数(他市区町村受付含む) 新規:191件 339人 継続:426件 848人	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
施策の方向4 被害者支援の充実					取組 自立に向けた支援	
46	都営住宅優遇抽選の情報提供	都営住宅募集に際して優遇抽選制度の情報提供を行い、住宅に困っている家庭を支援する。	住環境整備課	○平成28年5月都営住宅募集 H28/5/9~17 募集案内配布部数:5,548部 ○平成28年11月都営住宅募集 H28/11月上旬 募集案内配布部数:5,254部 ※区役所、区民事務所、区民サービスコーナー、東・西生活課で配布	DV被害者から都営住宅への入居相談等を受けた際には、優遇抽選制度を説明し、申込書の申込区分欄に「DV被害者世帯」の区分番号を正しく記入することにより優遇抽選を受けることができる旨を案内している。	
38 *	婦人相談 (再掲事業)		東西生活課			
47	母子の生活再建に向けた支援	配偶者等からの暴力により被害を受けた母子に対し、住まい・生活費・離婚・子の保育園入所や転校手続きなど、生活再建に向けた様々な支援を行う。	子育て支援課	支援件数 132件	支援が必要な母子に対して、個々の状況に応じた助言及び支援を適切に行う。また関係各課及び外部機関との連携・協力により、母子の生活再建に向けた的確な支援を随時行っていく。	
施策の方向4 被害者支援の充実					取組 被害者支援に向けた連携	
48	DV関係機関との連携会議の運営	被害者支援にかかわる所管課及び警察・病院等との連絡会議を開催し、被害者保護や自立のための連携を強化する。	人権推進課	「DV防止関係機関連絡会」全2回 第1回:意見交換 平成28年7月21日(木)午前10時~正午、 参加者:関係機関18名、事務局5名 第2回:講義「DV加害者更生教育プログラムとは」 平成28年12月5日(月)午後2時~4時 講師:本村久美子(SEDA代表) 参加者:関係機関17名、事務局5名	第1回の連絡会における「加害者の親族からの相談がある」という内容を踏まえ、第2回の講座では、加害者に焦点を当てた。現状のDV被害者支援の傾向は、加害者から被害者を隔離し守ることであり、加害者の変容を期待するものではない。被害者や家族が加害者との新たな関係を望む場合に可能な支援の在り方として、加害者更生教育プログラムを紹介した。限られた時間内で行うには、SEDAの活動とプログラムの紹介程度に留まり、「もっと具体的に実例を知りたかった」という要望には応えられなかった。	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
49	窓口職員等研修	配偶者暴力に関する正しい認識と二次被害防止のため、被害者支援に従事する職員や福祉職、窓口職員に限らず、全職員を対象としたDV関連研修の充実を図る。	人権推進課	「在日外国人のDV被害について～現状と対応」 平成28年8月23日(火)午後2時～4時 講師：新倉久乃さん(特定非営利活動法人女性の家サーラー 理事) 対象：区職員55名 参加者：44名	全課から申し込みがあったが、当日は欠席が目立った。今は外国人のDVに関係のない部署にいるかもしれないが、いつか関係する部署になるかもしれないので、参考にしてほしいと講師が言っていた。しかし、切実な部署からは講座終了後に講師に質問があり、その後も講師あてに連絡をとるなど、講師の協力を頼みにしている様子が見られる。	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
50	【新規】 民間グループ の育成・支援	配偶者暴力被害者への支援を目的とした民間グループの育成及び支援を行う。	人権推進課	DV被害者支援希望者が定期的に集まり、自主的にDVについて話し合える場「ばるかふえ」を開催。 H28/4/25、5/23、6/27、7/25、9/26、10/24、11/28 H29/1/23、2/27、3/27 全10回 ・DVに関する情報提供、情報交換 ・パープルリボン(DV被害者支援メッセージリボン)の作成 参加者数:のべ27名	年10回の開催日には平均2.7名の参加者があった。精力的にパープルリボンを作成して下さり、産業フェアや「女性に対する暴力をなくす運動週間」、パルフェスタなどのイベントで十分に配布することができた。	
34 *	要保護児童対策地域協議会 (再掲事業)		子ども家庭支援課			
51	高齢者虐待防止ネットワーク事業	高齢者の尊厳の保持の観点から、地域包括支援センターを中心に、区及び地域の関係機関等の連携により、高齢者虐待防止ネットワークの形成及び運用を行う。	高齢者支援課	第4期葛飾区高齢者虐待防止・擁護者支援計画(平成27年度～平成31年度)に基づき、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を年2回開催し、虐待防止に関する普及啓発を図るとともに、関係機関の職員による多職種連携を強化する。	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を年2回(7月・3月)開催し、各関係機関相互の連携を促進することができた。委員構成は、学識経験者、医師、弁護士、自治町会連合会会長、民生委員児童委員、警察署職員、介護事業所、特別養護老人ホーム、医療機関、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど(男性13人、女性12人、計25人)である。 被虐待高齢者は女性に多く、認知症により日常生活に支障を来たすような症状・行動等があり、介護が必要な方の割合が依然として高いため、今後もハイリスク世帯に対する支援を行っていく必要がある。	
施策の方向5 あらゆる暴力防止に向けた取組					取組 啓発活動	
52	さまざまな暴力防止に向けた講座・講演会	男女がともに人権を尊重しあえるよう、さまざまな暴力の防止に関する講座や講演会を開催し、暴力防止の啓発を行う。	人権推進課	実施なし(平成25年度に実施済)	実施なし(平成25年度に実施済)	
53	人権啓発紙による啓発	全戸配布の人権啓発紙において、交際相手や家族間の暴力、性暴力、性暴力、セクハラ・パワハラなど職場における暴力の根絶に向けた啓発記事の掲載や情報提供などを行う。	人権推進課	「こんにちは人権(全戸配布の情報紙)」 (H28/11月発行) 発行部数230,000部	28年度内閣府男女共同参画週間のキャッチフレーズが「意識をカイカク。男女でサンカク。社会をヘンカク。」であったため、キャッチフレーズをテーマに、男女共同参画社会について読者がイメージしやすくなるようイラストを多用した紙面構成とした。また、地域防災における男女共同参画の必要性を講座の要旨として掲載した他、区内高校で実施したデートDV予防啓発のための出前講座の記事を掲載した。	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
54	【新規】 犯罪被害者支援のための取組	性暴力をはじめとした、犯罪被害者に対する二次被害防止のための周知・啓発等の活動及び犯罪被害者支援に関する事業の検討を行う。	人権推進課	ウィメンズパル内に、被害者支援に関するポスターの掲示や犯罪被害者救済基金パンフレット、犯罪被害者等の人権に関わるパンフレット等を設置し、犯罪被害者の支援に繋がる情報を提供した。	相談実績なし。	
施策の方向5 あらゆる暴力防止に向けた取組					取組 関係機関との連携	
34 *	要保護児童対策地域協議会 (再掲事業)		子ども家庭支援課			
51 *	高齢者虐待防止ネットワーク事業 (再掲事業)		高齢者支援課			
55	ハラスメント相談・苦情処理委員会	セクシュアル・ハラスメントだけでなくパワー・ハラスメントにも対象を拡大し、問題解決、再発防止、抑止力としての委員会及び相談員を常設する。	人事課	ハラスメント相談苦情処理委員会の開催 【開催日】平成28年6月7日 【委員構成】人事課長を委員長とし、人権推進課長、人材育成課長、人事課調整担当係長、委員長が推薦する職員2名、職員団体・労働組合が推薦する女性職員3名、同男性職員3名の計12名で構成	ハラスメントにかかる相談・苦情に対応し、その解決等に努めた。	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
課題2 お互いの性の尊重と健康支援						
施策の方向1 各年代に応じた健康支援と性教育の充実				取組 性と生殖に関する健康と権利の支援		
56	「性と生殖に関する健康と権利」に関する事業	生涯にわたる女性の健康づくりや女性特有の健康問題、また、生殖に関して女性が主体的に考え自己決定を行うことなどについての情報提供や講座・講演会を行う。	人権推進課	ママとパパの愛情アップ講座「産後うつ予防と骨盤体操」(6月と11月に実施) 講師：井出陽子(助産師) 対象：産後1年未満の女性 10名 H28/6/12 参加者：8名 H28/11/6 参加者：11名	産後の心と身体のケアの重要性を学ぶ講座と共に、情報交換をできる場ともなった。あわせて、お父さんのための「赤ちゃんとの遊び、ふれあい」講座と同時開催のため、お母さんは安心して子どもから離れることができ、ゆくりと講座に参加できたことを評価する声も多く、高い満足度を得た講座であった。	
57	児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進	児童・生徒等が生命・人間尊重、男女平等に基づく正しい異性観をもち、意思決定能力を身に付け、望ましい行動が取れるよう、発達段階に応じた適正な性教育を推進する。	指導室	・各校が、道徳教育の全体計画及び道徳の年間指導計画を作成し、教育活動全体を通じて実施。 ・保健体育科教員や養護教諭、保健主任、道徳教育推進教師を校務分掌に位置付けた組織的な性教育の推進 ・中学校の保健体育科における「保健」の時間による適正な実施 ・宿泊学習の事前学習などの機会を活用し、実施。	・道徳教育の全体計画及び道徳の年間指導計画に位置付け、学校全体で組織的・計画的に実施した。 ・宿泊学習の事前学習等の機会をとらえ、計画的に実施した。 ・今後の課題としては、養護教諭の専門性を活かした授業の推進である。	
58	エイズ・性感染症対策の充実	正しい知識の普及啓発によりエイズ・性感染症予防の充実を図る。また、若年者の感染拡大予防のため、エイズ即日検査の実施及び性感染症予防教育を行う。	保健予防課	(1)①エイズ・性感染症検査 月1回・年12回実施 (HIV)抗体検査360件、梅毒検査218件、クラミジア201件 ②エイズ・性感染症相談 随時(面接・電話)実施 418件 (2)エイズキャンペーン 学園祭での啓発事業 1,200人 (3)エイズ性感染症予防教育 28年度 7校 732人 (4)エイズ・連携会議の開催 1回	エイズの蔓延を防止し正しい知識の普及のために左記の活動を行った。キャンペーンでは二つの大学の学園祭に出店し、啓発活動を行った。また、療養支援ネットワークの確立を図りエイズ患者及びHIV感染者を総合的に支援していくため、エイズ連携会議を開催している。 今後の課題としては検査時の健康教育の強化があげられる。	
59	乳がん検診	30歳以上の女性を対象に、生まれ年(奇数・偶数)により隔年で乳がん検診を実施する。区内指定医療機関で視触診検査を受診できる。	健康づくり課	視触診検査 9,927人受診 マンモグラフィ検査 6,116人受診	パンフレットを作成し、がん検診の受診を促した。健康食育フェアでがん検診に関するコーナーを設け、検診の普及啓発に努めた。	
60	子宮がん検診	20歳以上の女性を対象に子宮頸がん検診を実施する。最近6か月以内に不正出血等がある方には体がん検診も実施する。区内指定医療機関で受診できる。	健康づくり課	頸がん検診 16,052人受診 体がん検診 1,415人受診	パンフレットを作成し、がん検診の受診を促した。健康食育フェアでがん検診に関するコーナーを設け、検診の普及啓発に努めた。	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
61	【新規】 子宮頸がん予 防ワクチン接 種	がんの中で唯一予防できる子宮頸がんについて予防ワクチン接種費用を全額公費負担する。対象者は中学1年生相当(平成24年度)の女性で接種は3回行う。	健康づくり課	初回接種者数 8人 (区内医療機関実施分の区分) 注釈、同ワクチンは、23区乗り入れて、葛飾区民が他区で接種していたりするので、最終実績(純粋な区民の接種者数)は5月末にならないと判明しません。	接種者に重大な副作用が生じたため、平成25年6月から、国は積極的勧奨を差し控えている。そのため、平成26年度以降の接種者数は大幅に減少した。	
62	前立腺がん検診	60歳から74歳までの男性を対象に前立腺がん検診を実施する。葛飾区特定健康診査、特定健康診査追加健診、基本健診、長寿医療健康診査受診者は同時受診できる。	健康づくり課	受診者数 6,786人	がん検診事業全体の今後の展開等の企画を行い、検診判定結果を集計・分析するなど精度管理を行って成果向上を図っていく必要がある。	
63	子育てママの健康チェック (母親検診)	3歳未満の子どもを持つ母親を対象に、無料で区内指定医療機関での健診を実施する。	健康づくり課	受診票配布者数 7,268人 受診者数 2,390人	乳児健診、1歳6か月健診時に受診票を配布しているが、受診率向上につながっていない。今後、効果的なPR方法を検討していく必要がある。	
64	妊婦健康診査	妊娠中の定期的な健康診査費用の一部を助成する。	子ども家庭支援課	妊娠届出書提出時に、妊婦健康診査14回(1回目9,680円(HIV検査追加)、2回目～14回目5,160円)超音波検査1回分(5,300円)、子宮頸がん検診(3,400円)費用の一部助成される受診票を交付する。 妊娠届出者 3,959人 受診票を使用できない都外の医療機関等で受診された方には里帰り出産等妊婦健康診査費用助成を行っている。 里帰り出産等妊婦健康診査費用助成申請者 724人	安全な出産を迎えられるよう、妊娠届出時の受診勧奨やアンケート結果(若年妊婦・妊娠の届出遅かった方等)からフォローが必要な方に保健センター保健師や児童館専門職による電話・面接・訪問等による健康管理を行っている。安全な出産のために必要な妊婦健康診査回数の受診ができた。	
65	特定不妊治療 費助成事業	医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する医療費の一部を助成し、不妊治療にかかる負担を軽減する。	子ども家庭支援課	都事業の補助金を除いた特定不妊治療費用に対し、1年度当たりの助限度額15万円(28年度より都で男性分の特定不妊治療の認定を受けた夫婦に区でも5万円を限度に上乗せ助成を開始。) 申請件数 298件 助成件数 295件	特定不妊治療にかかる経済的負担を軽減できた。 課題・・・特定不妊治療を年に複数回受診する方もいるので、治療回数ごとの助成の方が適している。	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
施策の方向1 各年代に応じた健康支援と性教育の充実					取組 健康の維持増進	
66	葛飾区基本健康診査	制度上、特定健康診査・長寿医療健康診査を受診できない生活保護受給者等を対象に、無料で区内指定医療機関での健診を受診できる。	健康づくり課	対象者(発送)数 2,560人 受診者数 2,066人	西生活課・東生活課とも連携し、生活保護受給者の方へ葛飾区基本健康診査の周知をしていき、健康診査が必要な方全てに受診できるような工夫をしていく必要がある。	
67	20歳代・30歳代健康診査	20歳から39歳の区民を対象に、無料で区内指定医療機関での健診を実施する。	健康づくり課	申込者数 20代 918人 30代 2,192人 受診者数 20代 654人 30代 1,666人	広報紙・区ホームページで区民へ啓発を行い、受診率を向上させる必要がある。	
施策の方向1 各年代に応じた健康支援と性教育の充実					取組 子育て世代への健康支援	
68	親と子のこころの相談室	産後に発症しやすい「産後うつ」の早期発見及び発症予防のため、精神科医等の診察やカウンセリングを実施し、親への早期支援を行う。	子ども家庭支援課	産後うつ病の早期発見のため、乳児全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)や4か月健診時に、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を用いて母親支援が必要な方を把握し相談につなげる。 エジンバラ産後うつ病質問票実施者 3542人 2次面接者 1009人 2次面接後の要フォロー者 746人 親と子のこころの相談室 予約者 71人、来所者 63人	産後うつの治療等が必要な方に、精神科医の診察や臨床心理士の相談を実施し、親への早期支援ができた。	
69	母親学級・ファミリー学級・休日パパママ学級	妊娠中・出産時の健康管理や親の役割を学習し、沐浴実習を行う。休日パパママ学級では、沐浴実習及び先輩パパママの子育て体験談を聞き、夫婦共同で行う育児について学習する。	子ども家庭支援課	ハローベビー教室 17回 延べ871名参加(うち父親109名) 平日パパママ学級 17回 延べ432名参加(うち父親201名) 休日パパママ学級 24回 延べ860名参加(うち父親429名)	父親の参加はハローベビー教室(94名→109名)平日パパママ学級で(190名→201名)に増加している。平日の父親の参加率は増えてきている。安全な教室運営のため定員枠を縮小したため、予約できなかった方が再び増加した。(H26は243組→H27は135組→H28は272組) 特に希望者の多い休日パパママ学級の実施回数を増やす必要がある。	
19*	子育て・育児グループの育成支援(再掲事業)		子ども家庭支援課			

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
施策の方向2 メディアリテラシーの向上					取組 メディアリテラシーの向上	
70	メディアリテラシー向上に向けた講座	TVニュース・新聞・インターネットなど情報が流通する媒体(メディア)を使いこなし、情報を取捨選択して活用する能力向上を目指した講座などを行う。	人権推進課	楽しく! わかりやすい!! メディア・リテラシーを高めるための連続講座 平成29年2月16日、23日 午前10時～正午 第1回 「子どもの発達とメディアの影響～家庭でできるメディア・リテラシーのススメ～」講師:猪股 富美子氏 (お茶の水女子大学人間発達教育科学研究所) 第2回 平成29年2月23日 「大人こそ知っておきたいメディアの仕掛け～メディアに対して「疑い深い私」のススメ～」講師:諸橋 泰樹氏(フェリス女学院大学コミュニケーション学科教授) 参加者:第1回20名、第2回14名	26年度メディアリテラシー講座の集客が少なかったことをふまえ、全2回の構成とし、総合的な集客増を目指した。「メディア・リテラシー」講座は、女性のみならず男性も取り込める講座でもあり、特に2回目の講座は男性が積極的にグループワークに参加していた。男女平等推進センターでは、男性が男女共同参画について考えるきっかけとなる講座が少ないため、今後も組み入れたい講座である。	
71	行政の発行する印刷物等への男女平等の視点からの点検	区で印刷するパンフレット、ポスター、情報誌、資料等について男女平等の視点から定期的に点検するとともに、男女平等の視点が導入されるよう各課へ働きかける。	人権推進課	広報かつしか校正の際に、男女平等の視点から点検を行った。	男女平等や人権に対する配慮に欠けた表現があった場合には担当課と調整し、男女平等意識の啓発を図る。	
72	地域における有害広告物・不健全図書・自動販売機の追放活動への支援	「性の商品化」解消を通し、青少年の健やかな育成を図ります。有害図書の自動販売機の撤去等、地域の環境浄化は住民の運動によるところが大きくなっている。	地域教育課	(1)協力員(区内31名)による調査活動(地区により調査回数等が異なる)	(1)協力員による調査活動を定期的に行っていることにより、地域内の有害図書類が子どもたちの目に触れることが少なくなった。 (2)他市区で活動している協力員の活動内容を聞くことにより、他市区の現状や課題、工夫している点など今後の活動に活かせるものとなった。 今後は、PCや携帯、スマホなどによる有害な画像・情報を、どのように子どもたちの目に触れさせないようにするかが引き続きの課題である。	
73	情報教育の推進(情報教育担当職員研修)	子どもたちの情報活用能力の向上を図ることにより人権感覚をそなえたメディア活用能力の育成を図るため、各校の情報教育担当者の指導力向上研修会を実施する。	指導室	・区教育委員会主催で各校教員対象にコンピュータ実技研修会を夏季休業中に実施。 ・各校に1名設置する情報教育リーダー対象の研修会を年2回実施。 ・27年度3月に区内全中学校生徒会で作成したSNSかつしかっ子に基づいた、情報モラル教育の推進	・区教育委員会主催で各校教員対象にコンピュータ実技研修会を12講座実施し、のべ57名が参加した。 ・情報教育リーダー対象の研修会を年2回実施した。 ・今後の課題としては、情報教育リーダーを活用しての校内コンピュータ研修会をさらに実施していくこと。 ・各家庭でのSNSルールを決めることについての啓発の継続。	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
------	-----------------	------	-----	----------	---------------	----

目標3 男女がともに平等意識をもって、個性と能力を発揮できるまち かつしか
 ～男女があらゆる分野で活躍し、多様な意見が反映された活力ある地域社会となるよう、意識の改革や男女の参画に向けて取り組みます。～

課題1 男女平等意識の確立						
施策の方向1 男女平等の視点に立った意識改革の推進				取組 継続的な普及・啓発		
74	男女平等推進センターまつり(パルフェスタ)	男女平等推進センター登録団体の活動発表の場の提供と、広く区民に男女平等推進センターをアピールし、来館者に男女平等について考えるきっかけを提供する。	人権推進課	H29/3/3、3/4 2日間 ・男女平等に関する展示 ・登録団体の作品展示・舞台発表 ・相談コーナー、軽食、手作り小物等販売等 来場者数:約1,100名	1日目の午後に男女共同参画講演会を実施し、昨年が続いて、実質的に土曜日1日の開催とした。天候にも恵まれ、来場者は1割増加した。参加団体には1日開催が定着した。初めて来た来場者が17.3%おり、パルフェスタがウイメンズパルを周知する場として機能している。	
75	男女共同参画週間に向けた取組	男女共同参画社会の実現に向けた講座・講演会を行う。毎年「広報かつしか」において男女共同参画週間の周知を行う。	人権推進課	男女共同参画講演会 「助け合おうよ。～講談でわかるいきいき男女共同参画」 平成29年3月3日(金) 午後2時00分～4時00分 講師:宝井琴桜さん(講師 講談協会副会長) 対象者:どなたでも 200名 参加者数:80名	男女共同参画のことがよくわかったというご意見が多かった。会社を休んで来た甲斐があったなど、講談になじみのない参加者にも楽しんでもらうことができた。平日の日中に参加できる年代の方が多く、来年度は次代の男女共同参画を担う層を対象に日時と講師を検討したい。また、チラシは各所に配布後、手元にほとんど残らなかったため、部数の増加も検討したい。	
76	男女平等に関する講座・講演会	男女共同参画について広く関心を深めるための学習の機会・場を提供し、男女平等社会の実現をめざす。	人権推進課	広報かつしか6月15日号掲載 男女共同参画週間にあわせ毎年掲載。28年度は「男女共同参画週間の実現に向けて」と題し、男女平等推進センターの利用を呼び掛ける内容を主とした。内閣府の男女共同参画キャッチフレーズも掲載した。	男女平等推進センターが区民への学習、交流、の場として図書資料室、会議室、ホールなどを提供していることを周知することが出来た。女性のためのDV相談事業を行っていることもアピールできた。	
				「オトナのオンナのセカンドステージ」 平成28年9月13日、10月4日、11月8日、12月6日、2月7日、3月21日 全6回 火曜日実施 10時から正午 対象:おおむね40歳以上の女性30名 講師:浅野 幸子さん(減災と男女共同参画研修推進センター共同代表)、柚楽 弥衣さん(歌手・音楽家)、遠藤 智子さん(社会的包摂サポートセンター事務局長)、漣美 佳子さん(日本茶インストラクター)、村田 晶子さん(早稲田大学文学学術院教授) 延べ参加者:115名	長期にわたる講座だったが、アンケートの結果、96%の方が良かったと回答した。女性の視点を持つ防災講座には多くの賛同が得られた。女性の貧困問題、裁判傍聴などかなり硬派な内容だったが意識の高い方が多く、ワークや発表にも積極的に参加していただいた。 当センター主催の講演会のボランティアの呼びかけにも多くの方が参加して下さった。	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
76	男女平等に関する講座・講演会	男女共同参画について広く関心を深めるための学習の機会・場を提供し、男女平等社会の実現をめざす。	人権推進課	<p>「働き女子の”キレイワタシ”になる講座」全3回 平成28年9月3日、10日、24日(土)10時～正午 対象:働く女性30名 第1回「怒りや負の感情をコントロールする」 講師:高田しのぶさん(日本アンガーマネジメント協会ファシリテーター) 第2回「アイ・メッセージで気持ちを伝える」 講師:高山直子さん(カウンセリングルームじよむカウンセラー) 第3回「コラージュで“ワタシ”を表現する」 講師:海原由佳さん(カウンセリングルームじよむカウンセラー) 延べ参加者:50名</p>	定員30名のところ予想外に多い45名の応募があった。○第1回:5名1組のグループ形式で実施。タイマーを駆使した明確な時間配分と無駄のない講義が受講者の支持を得た。第2回:4名1組のグループ形式で実施。気取らない口調と、身近にある具体例を豊富に盛り込んだ講義は、わかりやすいと高評価を得た。第3回:コラージュを作成。作品をシェアする場面では受講者が自然体で自分を語っていた。就業中の女性にとって土曜日は貴重な時間であり、毎回出席できるとは限らない事情を踏まえ、また、3回講座のうち希望する講座だけを申し込めるよう、次年度は3回連続講座ではなく単発講座にしてはどうかと考える。	
				<p>幸せなママになるレッスン 前期:平成28年5月20日、27日、6月3日 全3回 後期:平成29年1月19日、26日、2月2日 全3回 講師:石井クツ昌子氏(お茶の水女子大学教授)、 飯村久美さん(ファイナンシャルプランナー、FP事務所 アイプランニング代表)、相原あすかさん(一般社団法人 日本アンガーマネジメント協会認定ファシリテーター、怒りの感情教育Clair代表) 対象:子育て中の母親15名 延べ参加者:前期56名、後期67名</p>	毎度申込みが多い講座であるが、受け入れられる保育員数に限りがあるため、定員を15名とし募集。その後、申込状況を鑑み、保育無の申込みを増員して参加者を増やした。未然には防げたが、今回もお子様と同席ができると誤解した応募があったため、来期の広報の掲載については注意書きが必要である。	
77	啓発紙等の発行	男女平等に関する意識づくりや情報提供のための啓発紙及び啓発物を作成・配布する。	人権推進課	「男女共同参画カレンダー」(H29/3月発行) 発行部数1,500部 主にパルフェスタにて配布	今回は、パルフェスタのテーマである「みんなが やさしく 生きる社会を！」を表紙に印刷した。	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
施策の方向2 男女平等教育の推進と生涯学習の充実					取組 育ちの場における男女平等教育の推進	
78	学校での人権教育の推進	児童・生徒等が発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性を理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認められるようになること等を目標に人権教育を推進する。	指導室	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育活動全体を通じた計画的な人権教育の推進を目指し、各校において人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、指導を徹底。 ・各校において人権教育推進担当を校務分掌に位置付けた組織的な人権教育の推進。 ・学校生活全体における言語環境を整えるなど教室環境の整備の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての学校において人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、指導を徹底した。 ・すべての学校で人権教育担当者を配置し、組織的な人権教育を実施した。 ・今後の課題として、継続して重要な教育課題として校長会、副校長会、各主任会等で啓発していく。 	
79	学校における男女平等にかかわる適正な指導	「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、男女が互いの違いを認めつつ個人として尊重される本質的平等の理念の理解のため、男女平等教育を適正に推進する。	指導室	<ul style="list-style-type: none"> ・各校が、学習指導要領及び「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、学校教育全体を通して、男女平等教育が適正に実施できるよう、教育課程及び人権教育の年間指導計画に位置付け、推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての学校が男女平等教育を教育課程、人権教育の全体計画及び人権教育の年間指導計画に位置付け、計画的に実施した。 ・男女平等教育にかかわる様々な課題の解決に向け、知識を身に付けるだけでなく、各教科等、すべての教育活動において学んだことを実践的な行動に結びつけていく指導の一層の充実が課題。 	
80	人権教育に関する研修等	教育委員会の教育目標や基本方針に記されている人権尊重の精神を児童・生徒にはぐむため、教員の人権教育に関する知識や理解を深めるため研修を実施する。	指導室	<ul style="list-style-type: none"> ・区主催の人権教育研修会を年間3回実施。研修のテーマについては、①5月 人権課題全般、②7月 男女平等、③11月 同和問題 で行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区主催の人権教育研修会を年間3回実施し、区内237名の教職員(第1回 82名、第2回 81名、第3回 74人)が参加した。※昨年度は383名 ・今後の課題としては、研修課題のテーマ・内容・講師の選定を的確に行っていくことである。 	
81	男女平等教育を進めるための教員研修	教員自身の男女平等教育に関する理解を深めるため、全区立小中学校・幼稚園の人権教育担当者を対象に指導室と人権推進課との共催で研修会を行う。	人権推進課 指導室	<p>「デートDVって何？」～問題への理解と予防教育の重要性を学ぶ～ 平成28年7月27日(水)午後2時30分～4時30分 講師：NPO法人レジリエンス副代表 西山 さつき 対象：区立の幼稚園・小学校・中学校に勤務する教職員 参加者：81名</p>	<p>講義及びワーク形式で開催した。 講座を通じて、「『デートDV』が教育にどう関係するのか?という先入観があったが、様々な場面で子どもたちのために必要な事柄であると理解できた。」 「子どもの中にも被害を受けている子がいるかもしれないと思い、発言に気を付けようと思った。」など、気づきを与えられたという意見が多く見られた。</p>	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
82	男女平等保育を進めるための保育士研修	男女の性別役割分業についての固定観念にとらわれず、個々の個性を大切にする保育推進を目的として、保育に携わる職員を対象に男女平等に関する研修会を行う。	人権推進課 保育管理課	「保育所における児童虐待への対応と保護者の役割」～子ども・保護者への支援を進めるために～ 【日時】 平成28年12月20日(水)午後2時30分～4時30分 【講師】 春原由紀(武蔵野大学教授・臨床心理士・原宿カウンセリングセンターカウンセラー) 【対象】 区内の公立・私立保育園の保育士・看護師及び家庭的保育事業者 【参加者】 119名	アンケート結果では、「虐待についてあらためて考える機会となった」といった意見が多く寄せられている。今後、児童虐待について、保育園が果たすべき役割を理解し、適切な対応ができるよう、研修で学んだことを各園全体で共有し、実践していくことが必要である。	
施策の方向2 男女平等教育の推進と生涯学習の充実					取組 生涯学習における男女平等教育の推進	
83	かつしか区民大学	「多様な学びによる自己実現」「地域に貢献できる人材育成」、「区民の参画・協働による運営」を重点方針とし、庁内連携を進め、男女平等、人権尊重を基調とした事業に取り組む。	生涯学習課	重点方針に基づき、平成28年度は91講座を実施した。 庁内連携のために、区民大学関係所管課長で構成する庁内連絡会および庁内連絡会担当者をそれぞれ2回開催した。 また、人権・男女平等にかかわる講座として、人権講座(特別企画講演会)、人権講座(連続講座)、男女共同参画基礎講座(4講座)を実施した。	平成22年度開学時より、人権推進課の「人権講座(連続講座)」を区民大学単位認定講座と位置付けたが、28年度も引き続き、「人権講座(特別企画講演会)」「人権講座(連続)」「男女共同参画基礎講座4講座(①「オトナのオンナのセカンドステージ」、②③「幸せなママになるレッスン」、④「働き女子の“キレイなワタシ”になる講座)」を区民大学に位置づけ実施した。 学習単位認定制度の効果もあり、受講生数が増加した。特に「幸せなママになるレッスン」は今年度から2講座に増やしたが、いずれも定員を大幅に超える応募があり、好評だった。	
22*	子育て講座(家庭教育講座) (再掲事業)		地域教育課			
23*	家庭教育応援制度 (再掲事業)		地域教育課			

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
課題2 あらゆる分野への男女の参画促進						
施策の方向1 女性の能力発揮支援				取組 学習の場の提供		
84	【新規】 固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成	固定的性別役割分担にとらわれず、自分の興味や能力を活かす進路・職業を主体的に選択できるよう、女子高生や学生、その保護者を対象に講座・講演会を行う。	人権推進課	実施なし(平成26年に実施済)	実施なし(平成26年に実施済)	
85	能力発揮のための講座・講演会	育児経験等を職業スキルとして発展させる再就職・職業能力向上、コミュニケーション能力向上、多様な価値観の受容と自尊心の確立のための講座・講演会を行う。	人権推進課	実施なし(平成26年に実施済)	実施なし(平成26年に実施済)	
86	企画講座(地域団体向け)	地域での男女平等の意識づくりを進めるため、男女平等に関する学習・講座開催を希望する地域団体に対し、希望に応じた講座企画を提案し、開催・運営を支援する。	人権推進課	区民企画講座「映画『何を怖れる』松井久子監督に聞く―男女平等をすすめた女性たち」 平成29年3月11日(土)午後1時30分～3時30分 企画団体:かつしか女性会議 講師:松井久子氏(映画監督) 対象:どなたでも 参加者:25名	意見交換時には質問や映画の感想、自身の経験等、監督との直接的なやり取りがあり、参加型の講座として、参加者及び企画団体であるかつしか女性会議からも高い満足度を得た。一方、募集期間を延長しても申込み団体がなく、講座開催が決定するまで期間がかかったことから、募集方法等についての検討が必要と思われる。	
施策の方向2 政策・方針決定過程への女性の参画推進				取組 審議会等への女性の参画促進		
87	審議会等への女性の積極的な登用	区の審議会・委員会等への女性の登用について、所管する各課において積極的に取り組み、女性の参画比率を30%以上にする。	関係各課	平成29年3月31日現在 ①審議会数46、女性のいる審議会数43 参画率93.5%(前年比-0.1%) ②委員総数890、女性委員数242 参画率27.2%(前年比+0.1%)	今年度の調査結果(平成29年3月31日現在)は平成29年7月を目途に公表予定。	
88	「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進	政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための指針を活用し、審議会等委員の改選時をとらえ、女性の参画をより積極的に働きかける。	人権推進課	「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」を行う際に、「審議会等への女性参画促進に関する指針」を配付した。また、審議会等委員の改選時期をとらえ、所管課先へ委員の登用について積極的に働きかけを行った。		
89	「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」の実施・公表	政策・方針決定過程にかかる審議会等委員について、女性委員の参画率を調査し、その結果を公表する。	人権推進課	全課あてに年1回の調査を実施し、その結果を葛飾区男女平等推進審議会及び庁内組織である男女平等推進本部会に報告するとともに区ホームページで公表。		

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
90	区職員が昇任し活躍できる職場環境づくり	仕事の進め方を変えることで業務効率を高め、ワークライフバランスの取れた業務遂行を実現し、男性も女性も安心して昇任し活躍できる職場環境をつくる。	人材育成課	<p>(1) 業務改善表彰 応募期間：平成28年9月28日～11月10日、表彰基準：区民サービス向上、業務の簡素化・効率化、組織活性化</p> <p>(2) 女性の活躍推進研修 日程：11月7日（月）、対象者：希望する職員 受講者数：30人</p> <p>(3) 業務改善研修 日程：6月2日（木）、対象者：主任主事昇任1年目の職員、 受講者数：52人</p> <p>(4) 業務改善研修 日程：9月5日（月）、対象者：学校用務職員、受講者数：27人</p> <p>(5) キャリアマネジメント研修Ⅰ 日程：9月2日（金）、対象者：平成28年度30歳になる職員、 受講者数：32人</p> <p>(6) キャリアマネジメント研修Ⅱ 日程：10月17日（月）、対象者：平成28年度40歳になる職員、 受講者数：25人</p> <p>(7) キャリアマネジメント研修Ⅲ 日程：11月18日（金）、対象者：平成28年度50歳になる職員、 受講者数：25人</p> <p>(8) ワークライフバランス研修 日程：9月6日（火）、対象者：希望する職員、受講者数：43人</p> <p>(9) 女性WGの提案を活かした人材育成 接遇の向上、サンクスカードの活用、グループワーク研修の充実、庁内の協働</p>	表彰や研修を通して、仕事の見直し(業務改善)を職員一人ひとりに意識させることができ、ワークライフバランス推進の一助となった。今後は、管理監督者がワークライフバランスの実現のために、さらなる率先垂範をしていく必要がある。そのため、引き続き本事業を継続し、意識付けを図っていくことが重要である。	
施策の方向2 政策・方針決定過程への女性の参画推進					取組 地域団体のリーダーへの女性の参画促進	
91	【新規】地域の場における女性の参画調査	自治町会をはじめ、NPOやボランティア団体など地域で活躍している団体における役職などへの女性の参画状況について、調査を行い公表する。	人権推進課	27年度に実施済み	27年度に実施済み	
92	高齢者クラブへの女性の参画の働きかけ	高齢者クラブ役員への女性の登用を呼びかける。	高齢者支援課	葛飾区高齢者クラブ連合会役員及び単位クラブ役員への女性登用について、性別にとらわれず役職として適任の方を登用するよう、役員会、理事会の場において随時、働きかけた。なお、各クラブにおける会員増の取り組みについて、中心的役割を女性が担うようになってきている。	平成29年3月末現在、連合会役員7人(全12人)、理事1人(全17人)、クラブ会長28人(全150人)が女性である。昨年同時期と比べ、連合会役員に占める女性の比率が高くなっているほか、クラブ会長も3人の増となっている。クラブ会長については、女性会長が着実に増えている。クラブ会員の7割が女性であることから、役員への女性登用の余地は大きいと思われるので、今後とも機会を捉えて女性の登用を働きかけていく。	
施策の方向3 地域活動への参画促進					地域活動参画へのきっかけづくり	

事業 番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
93	地域活動への 女性の参画の 働きかけ	女性の地域活動への参画を促進するとともに、地域活動の活性化を図るため、女性が参画しやすい環境づくりや啓発を図る。	地域振興課	(1)まちづくり懇談会の開催 7地区 (2)地区ニュースの発行 7地区	自分達のまちをどのように築いていくかを話し合う場である「まちづくり懇談会」に、より多くの女性が参画できるよう側面支援を推進する	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
94	ボランティア活動推進事業	社会貢献活動にとどまらず、より広がりをもった地域社会への参加や自己実現など、活動の動機や形態の多様化に伴い、さまざまなボランティア活動の支援を行う。	福祉管理課 (社会福祉協議会)	平成25年3月に策定した「かつしかボランティア活動推進計画」(計画期間:平成25年度から28年度)に基づき、「ボランティア活動を担う人材の育成」を重点取り組みに掲げ、計画目標の達成に向け、さまざまな事業取り組みを推進した。	「かつしかボランティア活動推進計画」の最終年である平成28年度も計画目標を着実に推進したが、現状を見ると、多くの取り組みにおいて、参加者やボランティアの活用が伸びていないという課題が明らかになった。今後は「第2次かつしかボランティア活動推進計画」(計画期間:平成29年度から33年度)に基づき、ボランティア活動の活性化と推進を図る。	
95	シニアボランティア養成講座	シニア世代が地域で生きがいを感じながら活動できるよう、社会参加のきっかけとなる講座を開催する。	高齢者支援課	(1)絵本読みきかせボランティア養成講座【全7回】 5～7月実施 受講者28人(女性27人 構成比96.4%) (2)花壇づくりボランティア養成講座【全5回】 10～11月実施 受講者12人(女性11人 構成比91.7%) (3)バルーンアートボランティア養成講座【全6回】 11～12月実施 受講者13人(女性11人 構成比84.6%)	28年度の受講者は、一部を除きセミナー終了後も自主グループとして活動を継続している。講座の性質上、受講者の大半を女性が占める傾向にあり、いずれのグループでも男性の割合は小さいが、ボランティア活動にあたってむしろ男性がリーダーシップをとっているケースもあり、人数の割合にかかわらず男女が協力して進めることができている。今後も、自主グループが、男女の別なく適切に役割を分担しながら活動を継続できるよう側面から支援していく。	
施策の方向3 地域活動への参画促進					地域活動参画への情報提供・支援	
96	市民活動参画に向けた相談・情報提供	男女がともに市民活動に参加するための普及啓発や相談・情報提供など、市民活動への参画を支援する。	地域振興課	地域貢献活動サポートデスクにおける相談事業、情報提供、講座・シンポジウムの開催	現状では、地域貢献活動(市民活動等)を行う団体の構成員は女性が多い。今後も更に支援を行うとともに、男性も活動しやすい環境づくりを推進する。	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
97	介護予防地域 パワー養成事業	介護予防事業の推進強化のために、地域において区民が主体的に取り組んでいけるよう、高齢者クラブや自治会等の団体を支援するボランティアを養成していく。	高齢者支援課	(1)回想法トレーナースキルアップ講座 全4回 受講者24名(女性16名 構成比66.7%) (2)筋力向上トレーニングリーダー養成講座 全12回 受講者33名(女性27名 構成比81.9%) (3)筋トレリーダースキルアップ講座 全6回 受講者164名(女性140名 構成比85.4%) (4)脳トレリーダースキルアップ講座 全6回 受講者26名(女性25名 構成比96.2%)	各地域で介護予防の活躍をするボランティアの方々の、スキルアップに向けた取り組みを実施することができた。今後の課題としては、養成講座を実施するにあたって、男性の参加者を増やすことである。	
16 *	しあわせサービス事業 (再掲事業)		福祉管理課 (社会福祉協議会)			
20 *	ファミリー・サポート・センター事業 (再掲事業)		育成課			

計画の推進 男女平等推進のために

推進体制の強化に向けた取組				男女平等推進センター機能の充実		
98	男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信	人権や男女平等に関する啓発誌の発行、インターネットによる広報等を通じて、男女平等や男女共同参画の意識づくりを推進する。	人権推進課	広報かつしか6月15日号男女共同参画週間特集、こんにちは人権(年1回)、LooP(年1回)、男女共同参画カレンダー(年1回)の発行・配布のほか広報かつしか及び区ホームページによる情報掲載を行い、男女平等や男女共同参画の意識づくりに努めた。	イベント情報や啓発記事は、広報かつしかに掲載するとともに、個別に創意工夫を凝らしたチラシを作成して広報を行った。区ホームページだけでなく、フェイスブック・ツイッター等のSNSを活用した。今後も効果的な広報媒体を活用し、情報発信を強化し、男女平等センターの利用者の拡大及び、男女平等の意識づくりに努めていく。	
99	男女平等に関する資料の収集・提供	図書資料室や関係機関との連携によって、男女平等・人権に関する情報や資料を収集し提供する。	人権推進課	年5回、男女平等・人権に関する図書購入をし、男女平等推進センター図書資料室にて区民に閲覧・貸出をした。(購入冊数202冊)	新刊本をタイムリーに購入・配架できるよう、選書の頻度を増やし計画的な図書購入を行った。講座講師の書籍も積極的に所蔵した。講座開催時に関係資料の特集展示を行った。「バルフェスタ」で図書資料室の紹介パネルを展示し図書資料室の周知に努めた。	
100	各種相談事業	女性のさまざまな悩みに対して弁護士やカウンセラーが相談に応じる。男性の悩みごとについても電話相談を行う。	人権推進課	(1)法律相談 毎週火曜日 相談件数:143件 (稼働率71.5%) (2)悩みごと相談 毎週月～金曜日 相談件数:816件 (稼働率56.0%)	法律相談の稼働率は減少した。悩みごと相談の稼働率は若干減少した。両相談とも、件数・稼働率とも高い水準で安定して推移している。	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
101	【新規】 各種相談における一時保育事業	男女平等推進センターで行っている女性のための各種相談を気軽に利用できるよう、相談時間中の一時保育を実施する。	人権推進課	(1) DV相談 件数：0件 (2) 法律相談 件数：7件 (3) 悩みごと相談 件数：5件	区ホームページで広報を行っているほか、電話予約時に保育の案内を行っている。特に法律相談では電話よりは面談を実施する需要が多く、乳幼児連れも多いため一時保育の需要は大きい。引き続き、相談者のニーズに応じて一時保育の利用を推進する。	
推進体制の強化に向けた取組					男女平等推進計画の進捗管理	
102	【新規】 数値目標の設定による進捗管理	課題ごとに数値目標を設定することで、より具体的に進捗状況の管理を行い、計画を推進する。	人権推進課	○周知・啓発を目的としたパンフレット及び啓発カードの新規作成・発行(あらゆる暴力の根絶に関わるもの) 【目標】5種類 【結果】7種類 ・デートDV啓発冊子 ・DV予防啓発カード ・DV予防啓発ステッカー ・DV予防啓発パンフレット ・DVハンドブック ・DV予防啓発クリアファイル ・DV予防啓発メモ帳 ○審議会等の女性委員の割合 【目標】30% 【結果】27.2%	DV予防啓発カード・パンフレット等の作成については、計7種類を作成した。区民向けには冊子、メモ帳、クリアファイルを配付したほか、ウィメンズパル及び区内施設、病院等の女子トイレにカード(DV相談電話番号等を記載)を設置した。審議会等の女性委員の割合は、最終的に27.2%となり、目標の30%には届かなかった。委員構成の内訳をみると、職務指定(あて職)において、女性割合が上がりきらない状態である。職務指定については、法や条例で指定されているものであるため、母体そのものの女性数が少なく、登用が難しいという側面もある。その一方、団体推薦やその他の委員については、登用促進の余地があると考えられる。平成33年度末の目標は32%である。今後も引き続き各委員会の主管課に女性の登用を働きかけると同時に、その利点等(組織において多様な視点を取り入れることで、組織の活性化につながる等)をアピールしてゆく。	
103	「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表	本計画の推進状況を毎年調査し、結果を区ホームページ等で公表する。	人権推進課	葛飾区男女平等推進条例第2章第8条第4項に基づき、葛飾区男女平等推進計画の進捗状況調査を行い、結果はホームページに公表した。	平成28年4月に、平成27年度における葛飾区男女平等推進計画の進捗状況の調査を行い、8月に公表した。	
104	男女平等推進審議会	学識経験者や公募区民等による男女平等推進審議会において、計画の進捗状況を評価し、計画の推進を図る。	人権推進課	H28/6/20、9/30、10/28、H29/3/22 全4回 ・男女平等推進計画(第5次)策定に向けた審議(第1～第3回) ・男女平等推進計画(第5次)策定報告(第4回)	男女平等推進計画(第5次)の策定に向けて審議を行い、平成28年10月に区長への答申を行った。計画は平成29年3月に策定された。今後は5次計画の進捗状況等についての審議を行い、区の男女平等推進施策へ反映させる。	

事業 番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
105	男女平等推進 本部	男女平等推進計画の推進を図るため設置された庁内組織である推進本部を運営し、全庁を挙げて取組を進めていく。	人権推進課	H28/6/2 ・男女平等推進計画(第4次)進捗状況調査報告について ほか H29/2/1 ・男女平等推進計画(第5次)の策定について ほか	男女平等推進計画(第4次)の進捗状況の点検及び男女平等推進計画(第5次)の策定報告等を行った。	

事業番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
推進体制の強化に向けた取組					区職員の意識啓発	
106	職員を対象とした男女平等研修	昇任時の職層研修及び組織係長着任時の研修において男女平等を含む人権推進に関する科目を実施する。	人材育成課	<p>(1) 新任研修「区職員として」 日程：4月5日（火） 対象者：平成28年度新規採用職員 受講者数：101人</p> <p>(2) 同和問題フィールドワーク 日程：10月6日（木）・11日（火）・14日（金） 対象者：採用3年目の職員 受講者数：113人</p> <p>(3) 中堅職員研修（初級） 日程：1月18日（水）・25日（水） 対象者：平成28年度主任主事選考合格者 受講者数：61人</p> <p>(4) 職場での育成（組織マネジメント） 日程：4月12日（火）・20日（水） 対象者：組織係長着任者、新任評定者（管理職） 受講者数：22人</p> <p>(5) 職場での育成（マネジメントの基本） 日程：1月26日（木）・27日（金） 対象者：主査1年目の職員 受講者数：18人</p> <p>(6) 同和問題と人権 日程：3月8日（水） 対象者：希望する職員 受講者数：46人</p>	人権推進課の協力を得て人権講義を実施し、「こんにちは人権」や「みんなの人権」といった新聞や小冊子等を配付した。研修実施後には、「改めて人権を意識した」という受講生の報告が多々見られる。管理職、一般職問わず、職員一人ひとりの人権意識を向上させるために、今後も引き続き幅広い職層に対して研修を実施することが重要である。	
49 *	窓口職員等研修 (再掲事業)		人権推進課			
推進体制の強化に向けた取組					区民・民間団体等との協働	
107	大学、NPO等との交流・連携	大学・NPOなど地域の多様な主体と協働し、男女平等の大切さについての普及・啓発を進める。	人権推進課	事業番号26に記載と同じ	事業番号26に記載と同じ	
74 *	男女平等推進センターまつり(パルフェスタ) (再掲事業)		人権推進課			
86 *	企画講座(地域団体向け) (再掲事業)		人権推進課			

事業 番号	計画事業名 *は再掲事業	事業内容	所管課	28年度実施内容	28年度の成果・今後の課題	備考
国・都等との連携						
108	男女平等の諸 施策の充実に 向けての国・ 東京都への要 請	区の権限を超える法の整備や諸制 度の充実にについて、国や東京都へ 要請する。また、他自治体や関係 機関と積極的に連携を図り、施策 の推進に取り組む。	人権推進課	実施なし	必要に応じて要請を行う	